**洪水版**

**における洪水時の避難確保計画**

**（所在地：東松山市　　　　　　　　　　　　　　　　）**

**年　　月**

**目次**

◆（１～８及び別紙【施設周辺の避難地図】は市に提出）

1. 計画の目的（様式１）
2. 計画の適用範囲（様式１）
3. 防災体制（様式２）
4. 情報収集及び伝達（様式３）
5. 避難誘導（様式４）
6. 避難の確保を図るための施設の整備（様式５）
7. 防災教育及び訓練の実施（様式７）
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（様式６）

※自衛水防組織を設置しない場合は不要

別紙　【施設周辺の避難地図】

◆（市には提出不要、作成し施設で利用）

1. 地域との連携
2. 関係機関との連絡体制（様式１０）
3. 利用者緊急連絡先一覧表（様式８）
4. 対応別避難誘導一覧表（様式１１）
5. 防災体制一覧表（様式１２）

別添　自衛水防組織活動要領

別表１　自衛水防組織の編成と任務

* 別添、別表１は、自衛水防組織を設置する場合に作成

**１　計画の目的（様式１）**

 この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、　　　　　　　　　　　の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲（様式１）**

　　この計画は、　　　　　　　　　　　に勤務又は利用する全ての者に適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼　間 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 |
| 夜　間 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 |

　※利用者数は、最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

　※昼間は、通所部門と入所部門の合計人数を記載（社会福祉施設等）

　※夜間は、入所部門の人数を記載

●計画の見直し

　避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に計画の見直しを行い、修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

●事前休業の判断について

[ ] 　判断基準を定める場合

　大型台風の襲来が予想される場合で、**公共交通機関の計画的な運休が予定される場合**、通所部門は臨時休業とする。

　または、　　　**時の時点**で、東松山市に**以下のいずれかが発令**されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

・暴風警報又は特別警報

・大雨警報又は特別警報

・洪水警報

[ ] 　判断基準を定めない場合

　大型台風の襲来等が予想される場合、必要に応じて検討を行う。

**３　防災体制（様式２）**

[ ] 　自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合

別紙「自衛水防組織活動要領」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

[ ] 　自衛水防組織を設置しない場合

１３　防災体制一覧表　に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班 |
| 注意体制 | * + 東松山市に**大雨・洪水注意報**発表

**（警戒レベル２）*** + [ ]  都幾川（野本観測所）

[ ]  市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所）[ ]  越辺川（入西観測所）[ ]  荒　川（熊谷観測所）の水位が**水防団体期水位**に達したとき　等* + **氾濫注意情報**が発表されたとき　等
 | [ ]  洪水予報等の情報収集[ ]  避難情報の受信手段確認　　　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　）　　　　 | 総括管理者情報班 |
| [ ]  使用する資機材の準備[ ]  保護者・家族等への事前連絡[ ]  周辺住民への事前協力依頼[ ]  避難経路・避難場所の確認その他（　　　　　　　　　　　　）　　 | 避難誘導班 |
| 警戒体制 | * **高齢者等避難の発令（警戒レベル３）**

東松山市に**大雨・洪水警報**発表（警戒レベル３相当）* [ ]  都幾川（野本観測所）

[ ]  市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所）[ ]  越辺川（入西観測所）[ ]  荒　川（熊谷観測所）の水位が**氾濫注意水位**に達したとき* **氾濫警戒情報**が発表されたとき　等
 | [ ]  洪水予報等の情報収集[ ]  避難情報の情報収集　　　　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　 | 総括管理者情報班 |
| **☑ 避難所への避難誘導開始**[ ]  保護者・家族等への引き渡し開始[ ]  市及び保護者・家族等へ、避難誘導開始の連絡その他（　　　　　　　　　　　　） | 避難誘導班 |
| 非常体制 | * **避難指示の発令（警戒レベル４）**
	+ [ ]  都幾川（野本観測所）

[ ]  市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所）[ ]  越辺川（入西観測所）[ ]  荒　川（熊谷観測所）の水位が**避難判断水位**に達したとき* **氾濫危険情報**が発表されたとき
* 危険の前兆を確認　等
 | [ ]  保護者・家族等への引き渡し完了その他（　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　 | 総括管理者情報班 |
| **☑ 避難所への避難誘導完了**[ ]  市及び保護者・家族等へ、避難誘導完了の連絡　　　　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　 | 避難誘導班 |

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

（参考）各水位諸元（ｍ）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 水　位観測所 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
| 都幾川 | 野本 | 2.0 | 3.5 | 3.7 | 4.1 |
| 市野川 | 天神橋 | 18.0 | 19.25 | - | 19.58 |
| 慈雲寺橋 | 15.3 | 16.5 | 16.92 | 17.9 |
| 越辺川 | 入西 | 2.0 | 3.0 | 3.0 | 3.2 |
| 荒川 | 熊谷 | 3.0 | 3.5 | 5.0 | 5.5 |

※出典：　国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所HP（https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo\_index040.html）

埼玉県HP（http://suibo.saitama-river.info/saitama/servlet/Gamen30Servlet）

**４　情報収集及び伝達（様式３）**

* 1. 事前対策

ア　台風の接近などあらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、休業を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

* 1. 情報収集

ア　情報班が収集する主な情報及び収集方法は、表「収集する情報と収集方法一覧」に示すとおりである。

イ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ　提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

* 1. 情報伝達

ア　施設で管理している施設内の緊急連絡網等に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を、

　　　　　　　　等により施設内関係者間で共有する。

イ　注意体制下で警戒体制に移行するおそれがある場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、家族等に対し、「警戒体制に移行した場合には、避難所（　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

ウ　警戒体制に移行した場合には、東松山市0493-21-1405（危機管理防災課）に「これから、避難所（　　　　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

エ　警戒体制に移行した場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、保護者等に対して、「警戒体制に移行したので、避難所（　　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

オ　避難の完了後、東松山市0493-21-1405（危機管理防災課）に避難が完了した旨を連絡する。

　　※連絡については、避難所の市の職員に伝え、危機管理防災課へ伝達を依頼することも想定する。

カ　災害時に電話や携帯電話がつながりにくいときは、「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝

言サービス」を利用する。

（収集する情報と収集方法一覧）

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 東松山市において高齢者等避難避難指示を発令した場合の情報 | 【無線放送】・「東松山市　防災行政無線」【電話】・「東松山市　防災行政無線　テレホンサービス」0493-22-5011・0493-22-5013【メール】・「東松山いんふぉメール（事前登録制）」【アプリ】・「東松山市避難所開設状況 web アプリ」　https://friendly-peace-3491.glideapp.io/【インターネット】・「東松山市　ホームページ」http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/index.html・「埼玉県　ホームページ」https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html【テレビ ｄボタン】・「NHK総合テレビ」・「テレビ埼玉」 |
| 気象情報 | 【メール】・「東松山いんふぉメール（事前登録制）」【インターネット】・「埼玉県　ホームページ」https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html・「気象庁　ホームページ」https://www.jma.go.jp/jp/warn/1121200.html・「熊谷地方気象台　ホームぺージ」https://www.jma.go.jp/jp/warn/1121200.html【テレビ ｄボタン】・「NHK総合テレビ」・「テレビ埼玉」【ラジオ】・　　　　　　　　　　　　 |
| 洪水予報・河川水位 | 【インターネット】・「国土交通省　荒川上流河川事務所　ホームページ」https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/・「国土交通省　川の防災情報」（荒川　熊谷観測所）http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400007/ipSuiiKobetuCrsSect\_oi2128000400007\_tt10.html（都幾川　野本観測所）http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400017/ipSuiiKobetuCrsSect\_oi2128000400017\_tt10.html（越辺川　入西観測所）http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400001/ipSuiiKobetuCrsSect\_oi2128000400001\_tt10.html（市野川　天神観測所）http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/02817/0281700400017/ipSuiiKobetuCrsSect\_oi0281700400017\_tt10.html（市野川　慈雲寺橋観測所）http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/02817/0281700400075/ipSuiiKobetuCrsSect\_oi0281700400075\_tt10.html |

**５　避難誘導（様式４）**

要配慮者が施設内にいる場合の避難誘導内容を以下に示す。

 (1) 避難所

ア　避難所は、避難所（　　　　　　　　　　　）とする。

イ　周辺の災害状況に応じて、周辺の浸水の状況などの災害状況に応じては、上記避難所へ避難するか、又は一時的な避難として次の場所へ避難するものとする。なお、災害状況等については、市に確認する。

**・**

**・**

ウ　避難所への避難が危険な場合は、施設の　　　　　　　　　　　　　　へ避難誘導する。

(2) 避難経路

避難所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとし、ルートを２通り以上想定する。

なお、複数のルートを1枚の避難経路図にまとめて記載したときに分かりづらい場合は、個別に避難経路図を作成する。

(3) 避難誘導方法

ア　避難誘導班は、避難所に誘導するときは、　　　　　　　　　　　　　　により「避難場所、移動方法・経路・距離」について避難者に説明する。

　・避難所までの移動は、　　　　　　　　　　　　によるものとする。

　　車による移動：車両　　台（利用者　　名、施設職員　　名）

　・施設内の避難経路は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

イ　避難誘導に当たっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

ウ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できるよう誘導用ライフジャケットなどを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難経路や側溝等の危険箇所を指示する。

エ　避難する際には、事業所のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

オ　施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 施設周辺や避難経路の点検

ア　　　　　　　　　　　へ移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施

し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

イ　施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

**６　避難の確保を図るための施設の整備（様式５）**

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、表「避難確保資器

材等一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

（避難確保資機材等一覧）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資機材 |
| 情報収集・伝達 | 名簿（職員、利用者）、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等　　　　　　　　　　　　 |
| 避難誘導 | 名簿（職員、利用者等）、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ　等　　　　　　　　　　　　 |

 ※施設の状況に応じて、資機材を加除してください。

**７　防災教育及び訓練の実施（様式７）**

(1) 新規で職員を採用したときは、随時、研修を実施する。

(2) 毎年　　　　　月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 訓練実施後は、水防法に基づく避難確保計画に係る訓練実施報告書を東松山市　危機管理防災

課に提出する。

**８　自衛水防組織の業務に関する事項**

**※設置時には、以下について記入**

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　①毎年　　　　月に新たな自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

　②毎年　　　　月に行う全職員を対象として訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

　　自衛水防組織を組織又は変更をしたときは、遅滞なく当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」別添

**９　地域との連携**

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

**１０　関係機関との連絡体制（様式１０）**

* 東松山市　危機管理防災課　０４９３－２１－１４０５
* 東松山消防署　０４９３－２３－２２６６
* 東松山警察署　０４９３－２５－０１１０
*

**１１　利用者緊急連絡先一覧表（様式８）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 利用者 | 緊急連絡先 | その他 |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

**１２　対応別避難誘導一覧表（様式１１）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 連絡先 | 対応内容 | 移動手段 | 担当者 | 備考(要介護度) |
| 立退避難 | 屋内安全確保 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※対応内容、移動手段は、以下を参考

１．単独歩行可能　２．介助必要　３．車いすを使用　４．ストレッチャーや担架が必要　５．その他

（その他の対応）

６．自宅に帰宅　7．病院に搬送　8．その他

**１３　防災体制一覧表（様式１２）**

自衛水防組織を設置しない

場合に作成

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班（情報収集伝達要員） | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名 | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
*
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班（避難誘導要員） | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名 | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
*
 |

**参考資料**

**【用語の解説】**

➢気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning.html>

➢水位の情報は、以下のホームページから入手することができる。

http://www.river.go.jp/

**別添**

**自衛水防組織活動要領**

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権限者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

　(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有す

る。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　(1) 班は、情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

　(3) 自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する職員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　(1) 自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

**別表１**

**自衛水防組織の編成と任務**

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　名班員氏名 | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
*
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　班員　　　　名班員氏名 | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
*
 |

**自衛水防組織の装備**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（職員、利用者）、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等　　　　　　　　　　　　 |
| 避難誘導班 | 名簿（職員、利用者等）、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ　等　　　　　　　　　　　　 |

※施設の状況に応じて、資機材を加除してください。

**別 紙**

**【施設周辺の避難地図】**

|  |
| --- |
| 避難場所 |
|  | 立ち退き避難 | 屋内安全確保 |
| 避難場所１浸水想定区域外の関連施設等 | 避難場所２指定緊急避難所 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 経路中の危険箇所：  |
| 施設の浸水深：　　　　　ｍ | 浸水継続時間：  | 施設構造：　　階 鉄筋・木 |
| ※避難経路は、２ルート以上を想定 |